

5. 奈良県建設リサイクルガイドライン

技	第	72	号				
平	成	14	年	7	月	16	日

奈良県建設リサイクルガイドライン

1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施行段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2. 対象事業

- ・全ての設計業務
- ・契約額100万円以上の公共建設工事（補助・県単）

3. 実施事項

1) 体制の整備

目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象機関」という。）の取り組みを支援するため、以下の会議等を設置する。

- (1) 奈良県市町村建設副産物連絡会議
- (2) 各土木ブロック会

2) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

- (1) リサイクル計画書（別添1、別添2、別添3）

① 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

② 作成時期及び作成者

- 1) 設計業務（概略設計、予備設計（建築工事では基本設計）、詳細設計（同実施設計））の実施時点（別添1、別添2）

・業務成果として、設計者（設計業務の受注者等）が作成する。（対象機関は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）

- 2) 工事設計書（建築工事では工事積算書）の作成時点（別添3）

・対象機関の当該工事の積算担当課（者）が作成する。

- (2) リサイクル阻害要因説明書（別添4）

① 目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

② 作成時期及び作成者

1) 工事設計書の作成時点

- ・対象機関の積算担当課（者）が作成する。
- ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して10%以上下がった場合には、工事完了段階において再度作成する。

※目標値；建設リサイクル推進計画2002の目標値を基本とする。

（コンクリート塊、アスファルト塊については、県ISO14001環境マネジメントシステムの環境目標とする。）

(3) 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握し、方策を検討する。

〔建設資材を搬入する場合；再生資源利用計画書・実施書（様式1）
建設副産物を搬出する場合；再生資源利用促進計画書・実施書（様式2）〕

② 作成時期及び作成者

1) 工事の着手時（計画書）及び完成時（実施書）

- ・対象機関から直接工事を請け負った建設工事事業者（元請業者）が作成する。

〔対象機関は、元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）及び実施書（完成時）の提出及び保管を指示する。〕

- ・実施状況の報告は、様式1及び2によるものとし、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする
- ・対象機関は、そのデータを「再生資源利用【促進】計画書（実施書）入力システム」（以下「入力システム」という）に入力する。

3) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。
- ・検討・調整に際しては、必要に応じて各土木ブロック会を開催し、意見聴取を行う。

(2) 工事設計書の作成時点

- ・各土木ブロック会は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルール of 徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当課に対し、改善を指示することができる。

(3) 工事契約前

- ・工事担当課は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明を受け、落札者の指示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。

(4) 工事完了時点

- ・対象機関は、請負業者から提出される再生資源利用〔促進〕実施書をチェックし、そのデータを入力システムに入力する。

4) リサイクル実施状況の取りまとめ

入力システムに入力されたデータは、土木部技術管理課が半期毎にで取りまとめることとする。

4. その他

- ・3. 実施事項 2) リサイクル計画書等の取りまとめにより作成されるリサイクル計画書等の様式については、別添を使用する。
- ・工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (割削等) =②+③+④ 小数点第3位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②÷③÷⑤ (%)				
		現場内利用		減量化		搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		搬出先場所住所		住所コード *4		搬出先の種類 コード *13		④現場外搬出量			⑤再生資源利用促進量			
		用途コード *10	②利用量 うち現場内改良分 小数点第3位まで	減量法コード *11	③減量化量 小数点第3位まで	区分	施工条件の内容 コード*12	km	m	km	m	km	m	小数点第3位まで	うち現場内改良分 小数点第3位まで					
特定廃棄物																				
コンクリート塊	0.000	トン																0.000	トン	0%
建設発生木材A (柱、梁等の木材残材が腐敗等としないもの)	0.000	トン																0.000	トン	0%
アスファルト・コンクリート塊	0.000	トン																0.000	トン	0%
その他がれき類	0.000	トン																0.000	トン	0%
建設発生木材B (柱、梁等の木材残材が腐敗等としないもの)	0.000	トン																0.000	トン	0%
建設汚泥	0.000	トン																0.000	トン	0%
金属くず	0.000	トン																0.000	トン	0%
腐塩化ビニル管・継手	0.000	トン																0.000	トン	0%
腐プラスチック管・継手を除く	0.000	トン																0.000	トン	0%
廃石膏ボード	0.000	トン																0.000	トン	0%
紙くず	0.000	トン																0.000	トン	0%
アスベスト(飛散性)	0.000	トン																0.000	トン	0%
その他の分別された廃棄物	0.000	トン																0.000	トン	0%
混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	0.000	トン																0.000	トン	0%
建設発生土	0.000	地山m ³																0.000	地山m ³	0%
建設発生土	0.000	地山m ³																0.000	地山m ³	0%
建設発生土	0.000	地山m ³																0.000	地山m ³	0%
建設発生土	0.000	地山m ³																0.000	地山m ³	0%
表層土以外の肥土	0.000	地山m ³																0.000	地山m ³	0%
浚渫土(建設汚泥を除く)	0.000	地山m ³																0.000	地山m ³	0%
合計	0.000	地山m ³																0.000	地山m ³	0%

注記) 一般廃棄物は記入しないで下さい。
 ・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード*10
 1.路盤材 2.覆込材 3.埋戻し材 4.その他

コード*11
 1.焼却 2.脱水 3.天日乾燥 4.その他

コード*12
 【施工案件について】
 1.A指定処分(発注時に指定されたもの)
 2.B指定処分もしくは準指定処分(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
 3.自由処分

コード*13
 【建設廃棄物の場合】
 1.売却 2.他の工事現場 3.広域認定制度による処理 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6.中間処理施設(サーマルリサイクル) 7.中間処理施設(単焼却) 8.廃棄物最終処分場(海面処分場) 9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】
 1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.土質改良プラント 5.工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合) 6.工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合) 7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土捨て場・残土処分場

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版ー

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

発注機関を選択	大分類		発注機関コード	法人番号	0	← http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/	
	中分類			請負会社名	0	請負会社コード*2	0
	小分類			建設業許可の場合	0	0	0
			担当者	0	0	0	0
			TEL	0	0	0	0
				会社所在地	0	0	0
				TEL	0	0	0
				Email	0	0	0
工事名	0	0	0	0	0	0	0
工事施工場所	0	0	0	0	0	0	0
工事概要等	0	0	0	0	0	0	0

2. 建設資材利用実施

分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件	再生資材の供給元住所	再生資源利用率 B/A×100
					再生資材の名称 コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで					
特定建設資材	コンクリート			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%
その他の建設資材	木材			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%
	アスファルト・コンクリート			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%
その他の建設資材	土砂			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%
	砕石			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%
その他の建設資材	塩化ビニル管・継手			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%
	石膏ボード			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%
その他の建設資材	その他の建設資材			0.000	トン	トン					0%
	合計			0.000	トン	トン					0%

コード*5
コンクリートについて
1.生コン(バージン骨材) 2.再生生コン(Co再生骨材H)
3.再生生コン(Co再生骨材M) 4.再生生コン(Co再生骨材L)
5.再生生コン(その他再生材) 6.無筋コンクリート二次製品(バージン骨材)
7.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材) 2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
5.その他
木材について
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.細粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土
5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土
9.再生コンクリート砂 10.山砂・山土などの新材(採取土・購入土)
砕石について
1.クラッシュラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石
5.ぐり石、割り石、自然石 6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管 2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード*6
アスファルト・コンクリートについて
1.表層 2.基層
3.上層路盤 4.歩道
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路床 2.路床 3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用 6.水面埋立用
7.ほ場整備(農地整備)
8.その他
砕石について
1.舗装の上層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケール用
5.設備用 6.その他
石膏ボードについて
1.壁 2.天井 3.その他
その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード*7
コンクリートについて
1.再生生コン(Co再生骨材H) 2.再生生コン(Co再生骨材M)
3.再生生コン(Co再生骨材L) 4.再生生コン(その他再生材)
5.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品(リユース品) 2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材) 4.その他
木材について
1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生細粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン 3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン 5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土
7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシュラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

コード*8
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他
コード*9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

